

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会が、今年5月に提出した第1次勧告に続いて、法制的な仕組みや国の出先機関の見直し等を柱とする第2次勧告を近く提出するとされており、さらに来春には、地方税財政制度改革を内容とする第3次勧告が予定されるなど、重要な局面を迎えている。

しかしながら、先に地方分権改革推進委員会がとりまとめた「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」にも明らかなように、依然として各府省の抵抗は根強く、地方分権改革の先行きには懸念を禁じ得ない。

そこで、本日、八都府県市首脳会議は、今次の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、「地方政府」の確立に向けて着実に推進されるよう、また、政府においてはこれまで以上に地方分権改革の取組が重点的に行われるよう、次のとおり意見を表明し、その実現を要求する。

- 1 政府は、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の主張を真摯に受け止め、首相のリーダーシップのもと、政治主導で強力に地方分権改革を推進し、各府省の抵抗を排して、改革の徹底した実現を図ること。

また、改革の意義について、国においても国民の視点に立った広報を積極的に展開し、国民的議論を形成すること。

- 2 国は、外交、防衛、司法等、本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるといった地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の見直しと権限移譲を進めること。

なお、先の第1次勧告において、期限を切って検討されることとされた事項については、地方の意見に沿って、少なくとも地方分権改革推進計画に盛り込むことができるよう、前倒しを含めて早期に成案を得ること。

また、具体的に触れられなかった事務・権限についても、さらなる権限移譲を進める方向で検討を行い、早期に明確な結論を示すこと。

- 3 国による関与、義務付け・枠付け等を大幅に廃止・縮小し、地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

- 4 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査した上で、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を断行すること。

改革に当たっては、行財政改革を徹底的に行った上で、地方に対して事務・権限とそれに必要な税財源等を一体的に移譲すること。

- 5 地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的にかつ強力に推進すること。

(1) 税源移譲に当たっては、当面、国と地方の税収比を5:5とすることを目指し、偏在性の小さい消費税等の基幹税からの税源移譲を実施すること。将来的には、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現すること。

- (2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化し、国による義務付けや政策誘導を排除すること。また、国の歳出削減を目的とした一方的な交付税総額の削減は行わず、地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。
- (3) 国庫補助負担金改革については、国の財政再建や各府省の個別利害を優先することなく、国と地方の役割と責任の在り方を踏まえて、真に地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。特に、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は、国の関与・規制が依然として残るものであり、断じて行わないこと。
- (4) 暫定措置としての地方法人特別税と地方法人特別譲与税は早期に廃止し、地方税として復元することとし、地域間の税収格差の是正については、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映する地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

また、以上の制度検討に際しては、我が国最大の大都市圏である八都庁市の行財政需要を的確に反映するなど、それぞれの地域の特性を十分に考慮すること。

- 6 道路特定財源の一般財源化に当たっては、厳しい地方財政の状況や地方の道路整備の必要性を踏まえ、これまで地方に配分されてきた額以上を確保し、自由度の高い地方税財源の充実強化を図ること。
- 7 地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み(「(仮)地方行財政会議」)を法律により設置すること。
- 8 政府による「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央府省の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担を根本的に見直すとともに、基礎自治体のあり方や大都市制度の構築について、十分な議論を行うこと。

また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論いかににかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

以上、我々は、地方分権改革の推進を政府に対し強く求めるとともに、真の分権型社会を早期に実現するため、自らも当事者として、あらゆる機会を通じて、改革を強力に推し進めていく決意で臨むものである。

平成 20 年 11 月 12 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

八都庁市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田 宏
	埼玉県 知事	上 田 清 司
	千葉県 知事	堂 本 暁 子
	東京都 知事	石 原 慎 太 郎
	神奈川県 知事	松 沢 成 文
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市 長	相 川 宗 一